

“一元管理”で現状の問題を解決します!

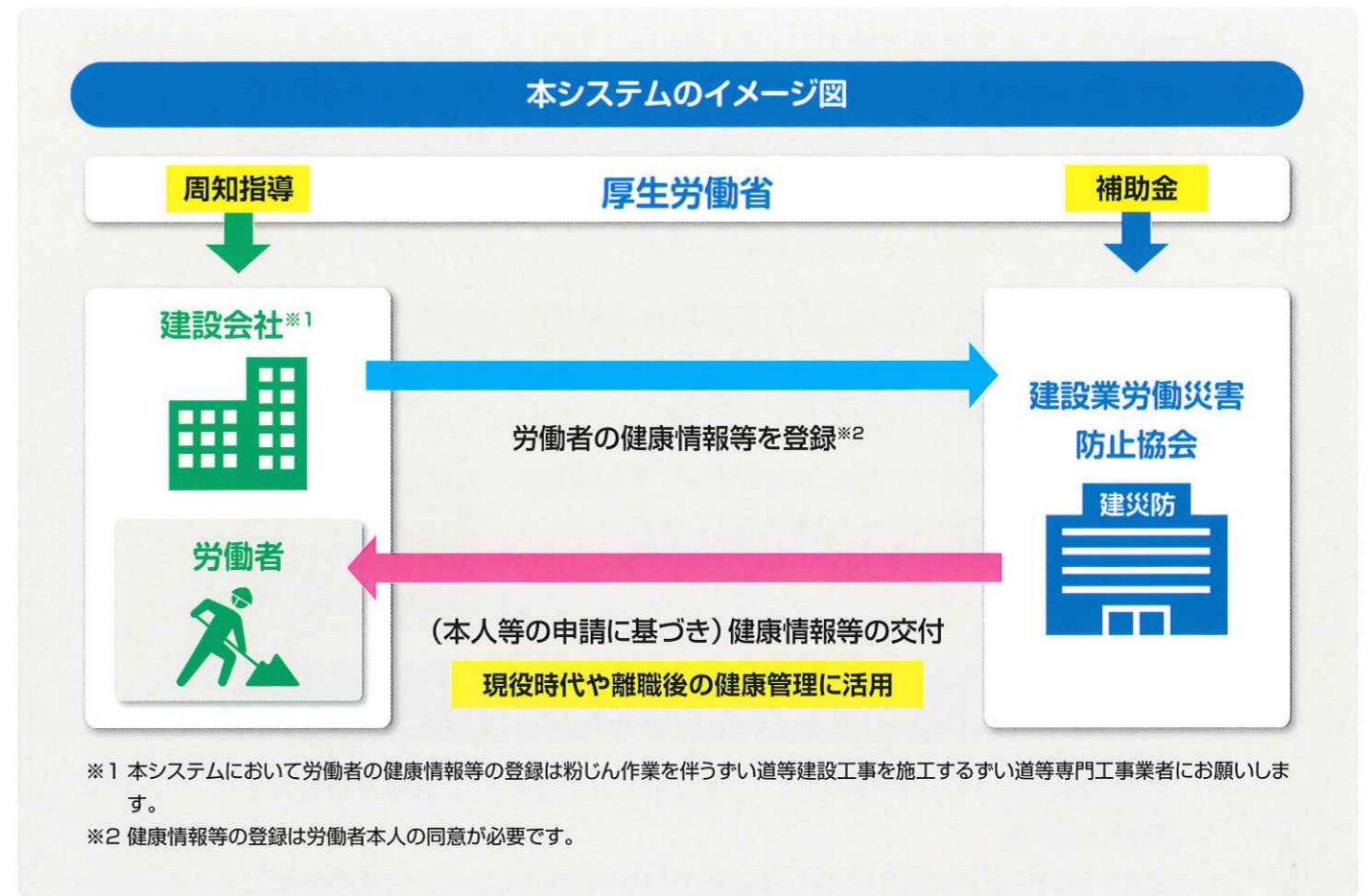
じん肺法により事業者は「じん肺健康診断の実施」とその「結果の保管」が義務づけられています。

しかし、**ずい道等建設労働者は工事毎に就業先を変えることが多く**、事業場に入場する以前のじん肺健康診断情報等を確認することが困難という問題がありました。

このため、**本システムに健康情報等を一元管理**することで、事業者が労働者に対して行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置が講じやすくなります。



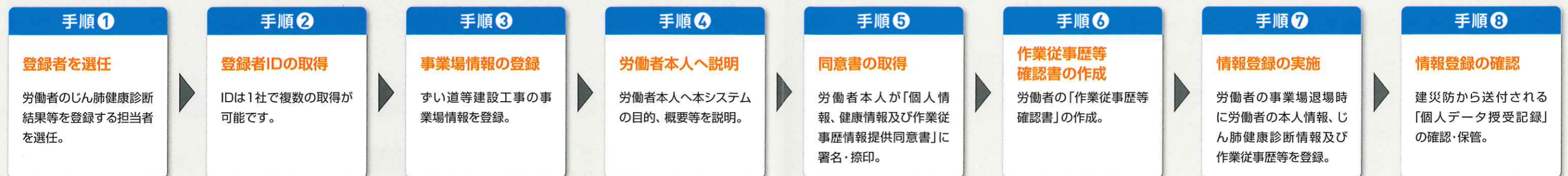
対象者	ずい道等建設工事に従事し、じん肺健康診断を受けなければならないずい道等専門工事業者の労働者(以下、「労働者」という) ※元請会社に勤める労働者は対象外です。
対象工事	本システムは2019年3月以降に竣工するずい道等建設工事現場が対象となります。
健康情報等の登録	本システムにおいて対象工事の事業場情報、労働者の健康情報等の登録はずい道等専門工事業者をお願いします。
導入後にできること	<ul style="list-style-type: none"> ●過去のじん肺健康診断結果等の入手 本システムに蓄積されたじん肺健康診断結果等を労働者本人から取得してもらい、内容を確認することができます。 ●労働者への就業上適切な措置 労働者に対して行う健康管理や就業場所の変更等、就業上適切な措置が講じやすくなります。 <p>⚠ 情報の登録に費用はかかりません。</p>



- 登録される内容**
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 電話番号
 - ⑤ 住所 (現住所、住民票地)
 - ⑥ 建設キャリアアップシステムIDナンバー
※(ない場合は空欄で可)
 - ⑦ 事業場退場時のじん肺健康診断結果
(有所見の場合はエックス線写真を含む)
 - ⑧ 指導勸奨による特殊健康診断結果 (振動、騒音)
 - ⑨ 現在の事業場における粉じん作業等の職歴
- ※建設キャリアアップシステムは一般財団法人建設業振興基金が提供するシステムです。

登録手順

マニュアルは建災防本部のHPよりダウンロードできます。(https://www.kensaibou.or.jp)



元請会社の方へ

本システムにおいて情報等の登録作業は、ずい道等専門工事業者のご担当者をお願いしていますが、元請の現場ご担当者には下記の事項をお願いします。

☑ 協力会社への本システム活用全般に係るご指導

☑ 作業従事歴等確認書への署名

本システムに登録された後、本システムに登録済であることを示す標識(プレート)をお送りします。



ずい道等専門工事業者の方へ

登録手順に沿って、事業場情報や労働者のじん肺健康診断情報等の登録をお願いします。

また、配員状況等により2次以下の協力会社の方が本システムの情報登録を行うことが困難な場合、ずい道等専門工事業者ご担当者が2次以下の協力会社に対し、本システムの概要説明も含め、帳票の作成、提出等の実務をご指導くださいますようお願いいたします。

個人情報の管理について

建設業労働災害防止協会は、「個人情報の保護に関する法律」や「個人情報保護法ガイドライン」の規定に従い、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じています。

 **建設業労働災害防止協会** (略称: 建災防)

ずい道等建設労働者健康情報管理システムセンター

〒108-0014 東京都港区芝5丁目20-14三田鈴木ビル5F (窓口受付8:30~17:00)

TEL 03-6435-0280 FAX 03-6435-0313

MAIL zuidou_otoiawase@kensaibou.or.jp

HP <https://www.kensaibou.or.jp>



ずい道等建設工事を行う建設会社の皆さまへ



じん肺健康診断結果
作業従事歴 等

ずい道等建設労働者の健康情報を一元管理します!



ずい道等建設労働者健康情報管理システム

とは?

厚生労働省が策定した「**第13次労働災害防止計画**」

「**第9次粉じん障害防止総合対策**」に基づき

ずい道等建設労働者の健康情報等を一元管理

するためのシステムです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



建設業労働災害防止協会 (略称: 建災防)